主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意について。

所論は、結局原判決の事実認定の不当を主張するに帰し、刑訴四〇五条に定める 上告理由に当らないから、採用することを得ない。

よつて、同四一四条、三八六条一項、一八一条に従い主文のとおり決定する。 この決定は裁判官全員の一致した意見である。

昭和二六年三月八日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	齌	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官